

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称	長久手市文化財保存事業補助金				担当部課	暮らし文化部生涯学習課																																																																																																																																																											
基本情報	支出根拠		補助要綱 有	長久手市文化財保存事業補助金交付要綱				根拠法令等		有	文化財保護法				総合計画	基本目標	5 いつでも どこでも 誰とでも 広がる交流の輪-交流			会計区分	一般会計	政策	5-1 まちの資源を生かした市民同士の交流の促進			予算区分	9-4-5 文化財費	施策	5-1-1 歴史の次世代への継承			中事業名	文化財事務事業	補助制度開始年度	昭和60 年度	制度終了(予定)年度	(未定) 年度	細節名称	補助金		交付先(団体名) 又は対象者	文化財の所有者、管理者、保存団体			交付年数 【※】			会員数【※】				会費【※】			他団体への交付【※】				制度の周知方法【※】			ガイドラインの適用	適用(予定)	令和4年度					例外規定	3(4)エ(イ)…保護が必要と認められる文化財に関係するもの→最低限必要な額の交付を認める					最新年度の補助内容	補助対象 経費	賃金、報償費、旅費、需要費(食料費を除く。)、役務費、委託料、工事請負費					補助対象事業費の総額	1,000,000円	補助金額	500,000円	事業全体の 補助率	50%	特記事項	文化財保存事業:補助率2/3以内 保存施設建設事業:補助率1/2以内					補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 文化財の保護を図るため。					内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 長久手市文化財保護条例に基づき、文化財の所有者、管理者、保存団体等が行う文化財保存事業及び保存施設建設事業。					事業費補助 の実績 (団体の主な 活動の実績) ※今年度は予定	R4年度実績 (2022)	R5年度実績 (2023)	R6年度実績 (2024)	R7年度予定 (2025)		実績なし	実績なし	実績なし	1件		補助対象事業費	—	—	—	1,000,000円		補助金額	—	—	—	予算額	500,000円	財源	国及び県	—	—	—	—		市(一般財源)	—	—	—	500,000円		その他	—	—	—	—		補助金等の効果 ※今年度は予定				市指定文化財の適切な保存。		今後の方向性 ・担当部署の 自由意見	文化財の保存修理、環境整備等は、文化財の所有者等が行わなければならないが、市指定文化財を適切に保存するため、今後も補助金交付等により支援していく。					
	支出根拠		補助要綱 有	長久手市文化財保存事業補助金交付要綱																																																																																																																																																													
	根拠法令等		有	文化財保護法																																																																																																																																																													
	総合計画	基本目標	5 いつでも どこでも 誰とでも 広がる交流の輪-交流			会計区分	一般会計																																																																																																																																																										
		政策	5-1 まちの資源を生かした市民同士の交流の促進			予算区分	9-4-5 文化財費																																																																																																																																																										
		施策	5-1-1 歴史の次世代への継承			中事業名	文化財事務事業																																																																																																																																																										
	補助制度開始年度	昭和60 年度	制度終了(予定)年度	(未定) 年度	細節名称	補助金																																																																																																																																																											
	交付先(団体名) 又は対象者	文化財の所有者、管理者、保存団体			交付年数 【※】																																																																																																																																																												
	会員数【※】				会費【※】																																																																																																																																																												
	他団体への交付【※】				制度の周知方法【※】																																																																																																																																																												
	ガイドラインの適用	適用(予定)	令和4年度																																																																																																																																																														
		例外規定	3(4)エ(イ)…保護が必要と認められる文化財に関係するもの→最低限必要な額の交付を認める																																																																																																																																																														
	最新年度の補助内容	補助対象 経費	賃金、報償費、旅費、需要費(食料費を除く。)、役務費、委託料、工事請負費																																																																																																																																																														
		補助対象事業費の総額	1,000,000円	補助金額	500,000円	事業全体の 補助率	50%																																																																																																																																																										
		特記事項	文化財保存事業:補助率2/3以内 保存施設建設事業:補助率1/2以内																																																																																																																																																														
補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 文化財の保護を図るため。																																																																																																																																																															
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 長久手市文化財保護条例に基づき、文化財の所有者、管理者、保存団体等が行う文化財保存事業及び保存施設建設事業。																																																																																																																																																															
	事業費補助 の実績 (団体の主な 活動の実績) ※今年度は予定	R4年度実績 (2022)	R5年度実績 (2023)	R6年度実績 (2024)	R7年度予定 (2025)																																																																																																																																																												
		実績なし	実績なし	実績なし	1件																																																																																																																																																												
	補助対象事業費	—	—	—	1,000,000円																																																																																																																																																												
	補助金額	—	—	—	予算額	500,000円																																																																																																																																																											
	財源	国及び県	—	—	—	—																																																																																																																																																											
		市(一般財源)	—	—	—	500,000円																																																																																																																																																											
		その他	—	—	—	—																																																																																																																																																											
	補助金等の効果 ※今年度は予定				市指定文化財の適切な保存。																																																																																																																																																												
今後の方向性 ・担当部署の 自由意見	文化財の保存修理、環境整備等は、文化財の所有者等が行わなければならないが、市指定文化財を適切に保存するため、今後も補助金交付等により支援していく。																																																																																																																																																																

	確認の視点	チェック	左記のチェック内容とした理由
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	
	市民ニーズは認められるか	○	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	—	直近3年間の補助実績なし。
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	—	直近3年間の補助実績なし。
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	—	
補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
	補助率や補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○	
	経費の使途は明確か	○	
	基準を逸脱して補助していないか	○	
	運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	—	
補完性・公平性・透明性・他	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	—	
	市の施策的課題の解決につながるものか	○	
	社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○	
総合評価	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	—	
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	×	市指定文化財を適切に保存するため、補助金交付により支援していく必要があるため。
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	—	
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	○	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	—	
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	
担当課の評価		評価理由、見直す場合はその内容	
S		市指定文化財を適切に保存するため、補助金交付により支援していく必要があるため。	